

世田谷区地域包括支援センター運営協議会(令和6年度第3回)次第

1 開会

2 議事

- (1) 令和7年度あんしんすこやかセンターの評価について

(介護予防・地域支援課) [資料1]

3 報告

- (1) 上祖師谷・経堂・烏山まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の移転
について

(介護予防・地域支援課) [資料2]

- (2) 介護予防筋力アップ教室等の実施事業者の選定結果について

(介護予防・地域支援課) [資料3]

4 その他

5 配付物(当日に机上配付いたします)

- ・ いっぽ、外へ シニアお出かけスポット
- ・ 地域包括ケアの地区展開報告会資料(上町地区・松沢地区・用賀地区)

令和6年度世田谷区地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	氏名	職(所属)等	備考
学識経験者	和気 純子	東京都立大学人文社会学部教授	
	涌井 智子	東京都健康長寿医療センター研究所研究員	
	田中 富美子	田中法律事務所弁護士	
職能団体	小原 正幸	世田谷区医師会理事	
	山口 潔	玉川医師会理事	
	村上 直弘	東京都世田谷区歯科医師会理事	
	粟屋 剛	東京都玉川歯科医師会理事	
	原田 由美子	世田谷薬剤師会理事	
	長富 範子	玉川砧薬剤師会理事	
	塩部 泰	世田谷区柔道整復師会 会長	
介護サービス等 事業者代表	相川 しのぶ	世田谷ケアマネジャー連絡会会長	
	山口 慶恵	世田谷区介護サービスネットワーク副代表	
	河野 由香	池尻あんしんすこやかセンター職員	
	黒崎 まいこ	上馬あんしんすこやかセンター職員	
介護保険 被保険者	遠藤 隆雄	世田谷区高齢者クラブ連合会副会長	
	川崎 恵美子	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長	
地域活動 団体	金安 博明	世田谷区社会福祉協議会地域社協課長	
	渡邊 裕司	NPO 法人健康フォーラムけやき21 理事長	
保険者	山戸 茂子	高齢福祉部長	

(敬称略)

令和7年2月28日
介護予防・地域支援課

令和7年度あんしんすこやかセンターの評価について

区では、介護保険法に基づき、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の事業の質向上を図るため、令和元年度から毎年度、評価に取り組んできた。令和6年度に次期事業者選定を実施し、令和7年度より新たな委託契約期間が始まることも鑑み、令和7年度以降の評価については、実施方法を変更し、次のとおり実施する。

1 令和6年度に実施した評価からの変更点について

令和7年度以降に実施する評価については、運営協議会とあんしんすこやかセンター(以下「あんすこ」という。)からの意見や令和6年度の評価の実施状況を踏まえ、改善案を検討し、昨年11月1日開催の令和6年度第2回地域包括支援センター運営協議会に、「令和7年度以降の評価について(案)」を報告し、次のとおりご意見をいただいた。

(1) 運営協議会委員からの意見

令和6年度第2回11月1日開催の運営協議会において、委員から次のような意見があった。

- ① 何のために評価を行うのか、評価を通してお互いのコミュニケーションを深め、課題を明確に、課題解決に向けて何ができるのかという議論を当協議会も含め行うべきである。
- ② 運営上、あんすこには得意・不得意があり、現状の評価方法だと、不得意な部分をどう区が底上げしてあげられるかの仕組みが見えてこない。

(2) あんすこからの意見

- ① 区の自己評価の実施と、国の機能強化に関する調査への回答を経て、事業計画書の作成という流れが望ましい。
- ② 評価後の具体的なアドバイスを行うなど、フィードバックがほしい。

2 令和7年度の実施案

令和7年度の評価については、例年出てきていた課題や、運営協議会の意見を踏まえ、以下のように実施する。

(1) 自己評価

あんすこの目標に対する令和6年度の取組み状況の評価を、あんすこの自己評価で行い、報告していただく。この作業にあたり、(2)の令和6年度の事業実績の振り返りを行う。

- ① 評価項目について、各項目の内容確認、表現の修正、項目の結合等の見直しを図り、別紙1のとおり、運営管理・各種事業合わせて38項目とする。(令和6年度の評価指標から5項目減少)
- ② 採点基準については、下記のとおり3段階とする。
★：「優れた取組みを行っている」
(評価指標に対して「できている」だけでなく、優れた取組み実績がある場合に該当

する)

●：「できている」

(自己評価を行う上で、基本的にはこれを基準とし自己評価を行うこと)

▲：「できていない」

(★・●いずれにも該当しない場合。▲を選択した場合は、別紙2改善計画書の提出を求める)

③自己評価の内容確認は、事業計画書の昨年度実績欄及び、実地調査を通じて確認する。実地調査の有無に関わらず、自己評価において、「▲：できていない」と回答した項目については、別紙2改善計画書の提出を求める。

実地調査を行わないあんすこの自己評価については、提出された事業計画書の昨年度実績を中心に確認を行う。

なお、「▲：できていない」を選択した項目があった場合は、別紙2改善計画書に基づき、その項目を中心に確認を行う。

④実地調査を行ったあんすこに対しては、評価できる点と改善を求める点に分けて区からの評価コメントを記載した資料を提供する。実地調査を実施しなかったあんすこに対しては、自己評価表において「▲：できていない」と自己評価した項目を中心にフィードバックを行う。

(2) 事業計画書の作成

あんすこでは、令和6年度の事業実績を振り返り課題を把握し、令和6年度の事業実績と令和7年度の事業計画を記載した事業計画書(別紙3)を作成する。

(3) 実地調査の方法

①各年度14か所ずつのあんしんすこやかセンターを訪問。ヒアリング時間は1カ所あたり、約2時間程度で7月より開始し、8月末までに訪問を終了する。

訪問先の選定については、1年目(令和7年度)での課題に対する法人内での改善状況等を、2年目(令和8年度)で確認できるよう複数のあんすこを運営する法人については、年度で分け、令和9・10年度に2巡目を行うという考えのもと、令和7年度は以下のあんすこを訪問予定である。

令和7年度訪問先(予定)：池尻・太子堂・上馬・北沢・新代田・松沢・奥沢・深沢・九品仏・用賀・祖師谷・喜多見・砦・上北沢

②区は、担当係長と担当職員での訪問を予定している。あんすこは原則、管理者の出席をお願いし、管理者以外の出席者については任意とする。なお、法人に対する実地調査の結果通知については、法人への説明・意見交換の場を設ける予定のため、その場で報告する。

③ヒアリング内容は、自己評価において「▲：できていない」と回答した項目についての評価理由の確認及び、以下に記載の主な設問項目、(必要に応じてマニュアルの確認等も行う)加えて、事前の事業計画書の読み込みで気になる点や、当課で分析する地区の特徴や課題に沿った取組み等があるか等についてヒアリングを行う。

※主な設問項目

- ・BCPについて
- ・個人情報について
- ・人材育成と確保について

3 令和7年度実施のまとめ

- (1) ヒアリング結果及び、事前の当課と関係課とのヒアリング内容等を整合し、評価できる点・改善を求める点を記載したシートを作成する。第2回運営協議会に自己評価・実地調査の結果を報告し、課題の整理、課題解決に向けた検討をいただき、それに基づき、下半期に研修計画等を検討し、第3回運営協議会に報告・確認の上、その後フィードバックとして研修等を実施する。また、個別課題に対するフォローについて、区はあんすこ・法人とコミュニケーションを取りつつ、解決を目指していく。

4 令和8年度以降の評価

令和8年度以降については、令和7年度の実施で見えてきた課題や運営協議会・あんすこからの意見等を踏まえながら改善を図りつつ実施していく。

5 今後の予定等

令和7年2月	・運営協議会（令和7年度（令和6年度実績）評価案の確認）
3月上旬	・実施方法変更に伴うあんすこ管理者への説明会（Zoom） ・令和7年度事業計画の作成、令和6年度自己評価の依頼
6月	・事業計画書、自己評価表の提出
7月	・第1回運営協議会（事業計画書等の公表）
7月～8月	・自己評価表等に基づく実地調査の実施
11月～12月	・第2回運営協議会（令和7年度（令和6年度実績）評価の結果報告）
12月	・法人個別説明会にて、結果を報告する。
12月～1月	・課題分析、翌年度の研修等の計画
令和8年3月	・第3回運営協議会（令和8年度（令和7年度実績）評価案の確認・課題の共有・研修計画の報告）

担当区域 ●●、●●、●●、●●

高齢者人口(令和7年4月1日時点)

①職員体制

職種	3職種							ケアマネ	その他	合計	平均
	社会福祉士	社会福祉士に準ずる者	主任ケアマネ	主任ケアマネに準ずる者	保健師	保健師に準ずる者					
配置人数 (令和7年5月1日時点)	常勤									0人	入力不要
	非常勤									0人	入力不要
	常勤換算値									0.00人	入力不要
3職種一人あたり高齢者数	#DIV/0!							3職種の合計 (常勤換算値)		0.00人	入力不要
職員一人あたり高齢者数	#DIV/0!							全職員の合計 (常勤換算値)		0.00人	
在籍年数ごとの人数 (令和7年5月1日時点)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上		0人	年 月
地域包括支援センター経験年数 ごとの人数 (令和7年5月1日時点)	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上		0人	年 月

②地区の特徴

③運営方針

④令和6年度の取組みから見えた課題(中長期的課題を含む)と、今後の取組み予定

運営法人確認欄

担当者	●●●●
確認日	令和7年●月●日

令和7年度自己評価表 (令和6年度実績)

1. 運営管理

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) 管理・運営体制	法人のバックアップ体制が整っている。	1	法人は、支援センターの運営状況を定期的に把握し、問題が生じた場合には対応できているか。	
(2) 公正・中立性	公正・中立性に配慮した対応ができている。	2	利用者への複数選択肢の提示や、利用者や家族の意向尊重により、利用者の選択性の保障に取り組んでいるか。	
(3) 個人情報・電子データの管理	個人情報・電子データの管理の方針が明確である。	3	個人情報・電子データの管理について、マニュアルや資料等を整備(更新等を含む)し、職員全員で確認しているか。	
(4) 接遇・苦情対応	苦情を事業改善に活かす仕組みがある。	4	速やかに区へ報告するとともに、職場で情報共有し、再発防止策の検討をしている。及び、苦情の内容に応じ管理者の判断により、法人へも報告し、再発防止策を組織的に検討し実施しているか。	
(5) 安全管理	災害時対応・感染症対応の方針が明確である。	5	災害時及び、感染症発生時の対応について、あなすこの業務・役割を踏まえたマニュアル(規程やフロー図等を含む)を法人と整備(更新等を含む)し、職員全員で確認しているか。	
(6) 職員体制	人材育成・定着支援に取り組んでいる。	6	人事考課制度、職員の課題に応じた研修など、計画的に人材育成に取り組んでいる。また、現場での教育(OJT)フォロー(メンタルヘルスケア)等を行っている。	

令和7年度自己評価表 (令和6年度実績)

2. 総合相談支援

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) 相談受付	ワンストップサービスとしての役割を果たしている。	1	様々な経路からの多種多様な相談を受け止め、相談の背景にある真のニーズや緊急性などを的確に把握し、内容に即したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介等、専門分野への繋ぎを行っている。	
	利用者の自己決定を尊重している。	2	利用者の状況に応じて、「意思形成支援」「意思表示支援」「意思実現支援」を意識し、支援ができています。	
	家族介護者に対する支援ができています。	3	各世帯の状況や介護者のニーズを把握し、介護者の生活・人生の質の向上に対して支援する視点を持ち相談対応を行っている。	
(2) 実態把握	支援が必要な世帯の実態把握ができています。	4	心身の状況等によりセンターへの来所が困難な方、自らの意思で相談することを求めない方等に対して、実態把握を工夫して行っている。	
	地域の社会資源の実態把握ができています。	5	支援に活用できる人、物、制度、サービス、資金、情報等の生活を支えるあらゆる地域資源を把握し、情報を整理し、活用ができています。	
(3) 地域包括支援ネットワーク構築	不足している社会資源に合わせて、地域資源の改善や開発を行っている。	6	地区の状況に合わせて、あんすこと多機関の連携を図るのみならず、地域資源間の関係性も構築し、地域資源の改善や開発を図っている。	
(4) アセスメント	チームアプローチによるアセスメントができています。	7	困難事例について、多職種それぞれが持つ知見(専門的視点)を活かすとともに、連絡した対応ができています。	

3. 権利擁護事業

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) 虐待	予防的な支援に取り組んでいる。	8	虐待疑いや虐待に発展する可能性がないか定期的にケース検討を行っており、リスクのある事例については、予防的な支援等について検討している。	
	虐待対応を効果的に行えるよう努めている。	9	必要な情報を収集し、保健福祉課との情報共有を図り、虐待対応を迅速かつ効果的に行う。	
	虐待の解決に向けた支援を行っている。	10	虐待に至る背景や要因を分析し、養護者・被虐待者の適切な支援を行っている。	
(2) 成年後見	成年後見制度等の適切な利用に行える。	11	あんしんすこやかセンターとして日頃から成年後見制度の利用の必要性などを適切に判断できるよう努め、保健福祉課や成年後見センターと連携を図っている。	
(3) 消費者被害	消費者被害の防止、及び被害の最小化に取り組んでいる。	12	消費者被害に関する問題が発生しているまたはそのおそれがあると認められる場合には、被害を最小限に抑えるよう消費生活センターや警察等の専門機関と連携を図り、必要な支援へと繋げている。	

令和7年度自己評価表 (令和6年度実績)

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
ケアマネジャー支援	ケアマネジャー支援ができています。	13	地域のケアマネジャーのケアマネジメント力の向上と支援を効果的に行うために、勉強会や意見交換の機会を設け、ケアマネジャーのニーズを把握している。 また、ニーズを満たすための必要な支援を行っている。	
	個別ケアマネジメント支援が行える。	14	支援チームの構築をサポートし、支援チームのニーズを正しく見極めた上で、支援のサポートを行えている。 また、サポートを行う時は、センターの立ち位置や行動計画を明確化し、支援チームの合意を得た上で実施している。	

5. 介護予防・日常生活支援総合事業

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) 介護予防ケアマネジメント	自立支援・介護予防の視点についての理解ができています。	15	研修受講はもとより、所内での定期的な事例検討の実施や医療との連携などにより、本人主体・具体的な目標設定、運動機能に加え、口腔・栄養、社会参加、フレイルになった要因等の情報を確認した上で適確にアセスメントできており、インフォーマルサービスや社会参加、適切な医療への繋ぎなど自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに取り組んでいる。	
	居宅介護支援事業所への再委託にあたっての質の確保ができています。	16	再委託にあたり、各事業の目的や自立支援につながるプラン作成のポイントなどを伝え、最新の制度知識やインフォーマルサービスに関する情報提供も行っている。毎月のモニタリング報告や介護予防サービス計画等の確認、サービス担当者会議への出席や訪問同行などを通して進行管理するなど、主体的に必要な支援を行っている。	
(2) 一般介護予防事業	普及啓発に取り組んでいる。	17	フレイル予防の知識・セルフマネジメントについて広く普及啓発するため、計画的にせたがや健康長寿ガイドブックや介護予防手帳の活用、体力測定会等のイベントを企画するなど工夫を凝らし効果的な普及啓発に取り組んでいる。	
	対象者把握に取り組んでいる。	18	イベントや講座などで、質問票や基本チェックリストを活用して介護予防の対象者を把握するための手法を工夫するとともに、把握した対象者を区の介護予防事業等に繋げている。	
	住民主体の活動支援に取り組んでいる。	19	自主グループ、サロン等への巡回や交流会への参加などを通して、既存グループの活動状況の把握と継続支援(相談、利用者紹介等)に取り組んでいる。	

令和7年度自己評価表 (令和6年度実績)

6. 認知症ケア推進

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
認知症ケアの推進	認知症の本人や家族への早期対応・早期支援ができています。	20	認知症専門相談員(すこやかパートナー)を中心に、区民からのもの忘れ相談に応じ、アセスメントを通して、もの忘れチェック相談会や認知症初期集中支援チーム事業、医師による専門相談事業など、各種事業を活用し、本人の声や希望を聞き取りながら早期対応・早期支援を行っている。	
	本人が参加するアクションチームに向けた取組みを進めている。	21	希望条例の実現に向けた地域づくりとして、地区のネットワークを活かした、本人が参画するアクションチームの取組みを進めている。	
	認知症観の転換に向けた普及啓発に取り組んでいる。	22	会議、広報紙など各種機会や媒体を活用した普及啓発や、アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)等での本人発信等を通して、区民の認知症観の転換を目指した取組みを進めている。	

7. あんしん見守り事業

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
見守り対象者の支援	見守り対象者への確実な支援ができています。	23	実態把握訪問等や地域の情報から、社会的孤立等の状態にある高齢者の把握及びアセスメントの実施について、所内で支援の要否を判断し、モニタリングの頻度およびモニタリング方法を決めている。また、見守りコーディネーターが中心となり、見守りフォローリストの活用・モニタリング頻度の見直しを行っており、災害時にも備えている。	

8. 在宅医療・介護連携

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
在宅医療・介護連携の推進	適切な在宅療養相談支援ができています。	24	区民及び医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、在宅療養のための各種サービス調整、入退院・転院に関する情報提供等、適切な在宅療養相談支援を行っている。また、地区連携医事業等を活用しながら、多職種連携の推進(顔の見える関係の構築など)に取り組んでいる。	
	在宅医療とACPの普及啓発に取り組んでいる。	25	地区連携医事業で実施する在宅医療・ACPミニ講座などの様々な機会や、区が発行する「在宅療養・ACPガイドブック」等の媒体などを活用し、在宅医療やACPの普及啓発に取り組んでいる。	

令和7年度自己評価表 (令和6年度実績)

9. 地域ケア会議

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
地域ケア会議の効果的な実施	地域ケア会議Aを効果的に実施できている。	26	<p>地域ケア会議を活用できるよう事例選定・開催時期など、計画的に地域ケア会議を開催し、内容や結果を所内で共有するとともに、会議で出た個別ケースの課題解決のため、ケアプランの見直しに取り組んでいる。及び、経年的に地区課題を把握し、その解決に向け取り組んでいる。</p> <p>【補足(回答にあたっての考え方)：「経年的に地区課題を把握し」の部分について。地区課題には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議後に解決の取り組みをして解消したもの、 2 解決の取り組みをしたが長期の取り組みが必要ですぐに解決できないもの 3 社会情勢や制度の影響をうけ、解決の取り組みをすることがむずかしいもの <p>等があると考えられます。</p> <p>そのため、意識をして経年的に課題の変化もみつつ、継続して取り組んでいることや、新たに取り組む必要があるものを整理し、経年的に地区課題解決に向けたアプローチをしていくことができていれば、「B：できている」と回答してください。】</p>	
	地域ケア会議Bを効果的に実施できている。	27	<p>個別事例の検討から、課題解決の取り組みやケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築に繋がるとともに、地域課題の把握・解決に向け取り組むことが出来ている。</p> <p>【補足(回答にあたっての考え方)：地区で解決できる課題は地区で解決に向けて取り組み、あんすこだけでは解決できない課題は地域版地域ケア会議に挙げていくなど、課題解決に向け取り組んでいれば、「B：できている」と回答してください。】</p>	

10. 地域包括ケアの地区展開(福祉の相談窓口)

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) 身近な地区における相談支援の充実	福祉の相談窓口(相談対象拡充)において、的確に相談対応できている。	28	福祉の相談窓口の充実のため、研修・勉強会・事例検討等の実施に取り組んでいる。	
		29	障害者・子育て家庭等からの相談に対して、ニーズを把握し、適切な関係機関へ繋いでいる。	
(2) 参加と協働による地域づくりの推進	福祉の相談窓口の枠組みをいかし、地区の課題を地区で解決する地域づくりに取り組んでいる。	30	地区の課題を把握し四者連携の場において情報共有を行い、あんすことしての役割を果たしている。	

11. その他

評価の着眼点	目標	No.	チェック項目(評価指標)	自己評価
(1) PR	あんしんすこやかセンターのPRができている。	31	広報紙の発行やチラシの配布等により、あんしんすこやかセンターが身近な福祉の相談窓口であることを周知するため、PRに取り組んでいる。また、多世代への周知にも取り組んでいる。地区の特徴に応じた広報活動の工夫がある。	
(2) 権利擁護事業全般に関するPR	普及啓発と利用促進に取り組んでいる。	32	成年後見制度について、区民の選択肢に成年後見制度が入るよう周知に取組み、消費者被害について、未然に防げるよう消費生活センター等の関係機関と情報交換を行い、区民に対して普及に取り組んでいる等、各種制度の利用促進を図るため、各種事業について・相談先について等のPRに取り組んでいる。	

令和7年〇月〇日

自己評価 改善計画書

※本書類は、内部資料とし、外部へ公表はいたしません。

1. 自己評価において「▲：できていない」と回答した理由について
※複数ある場合は、項目ごとに記載すること

2. 自己評価を踏まえての今後の改善方針

法人担当者：〇〇 〇〇

記入者：〇〇 〇〇

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

1 運営管理

(1)管理運営体制

(1)管理運営体制

(2)公正・中立性

(2)公正・中立性

(3)個人情報・電子データの管理

(3)個人情報・電子データの管理

(4)接遇・苦情対応

(4)接遇・苦情対応

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

1 運営管理

(5)安全管理

(5)安全管理

(6)職員体制

(6)職員体制

2 総合相談支援

(1)相談受付

(1)相談受付

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

2 総合相談支援

(2)実態把握

(2)実態把握

(3)地域包括支援ネットワーク構築

(3)地域包括支援ネットワーク構築

(4)アセスメント

(4)アセスメント

3 権利擁護事業

(1)虐待

(1)虐待

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

3 権利擁護事業

(2)成年後見

(2)成年後見

(3)消費者被害

(3)消費者被害

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャー支援

ケアマネジャー支援

5 介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防ケアマネジメント

(1)介護予防ケアマネジメント

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

5 介護予防・日常生活支援総合事業

(2)一般介護予防事業

(2)一般介護予防事業

6 認知症ケア推進

認知症ケアの推進

認知症ケアの推進

7 あんしん見守り事業

見守り対象者の支援

見守り対象者の支援

8 在宅医療・介護連携

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

9 地域ケア会議

地域ケア会議の効果的な実施

地域ケア会議の効果的な実施

10 地域包括ケアの地区展開(福祉の相談窓口)

(1)身近な地区における相談支援の充実

(1)身近な地区における相談支援の充実

(2)参加と協働による地域づくりの推進

(2)参加と協働による地域づくりの推進

11 その他

(1)PR

(1)PR

今年度の目標及び取組み予定

昨年度の取組み実績

11 その他

(2)権利擁護事業全般に関する PR

(2)権利擁護事業全般に関する PR

令和7年度の評価について

1 現状

(1) 実施方法

令和元年度～令和6年度に実施した評価は、概ね次のとおり実施した。

①年度末に、あんしんすこやかセンター（運営法人）あて、評価年度の実績に係る自己評価表及び、新年度の事業計画書（事業実績）の作成を依頼し、自己評価表に示す採点基準に従い自己採点の記載とともに、採点根拠となる内容は、事業計画書の実績欄に記載することとした。

②区では、事業計画書の記載内容や把握している取組状況を踏まえ、採点基準に基づき採点を行った。

③評価の結果と改善方針は、地域包括支援センター運営協議会に報告する。

(2) 課題

- ・区は、あんしんすこやかセンターの評価について、評価指標の審査は、主に事業計画書の記述内容や電話確認に基づいて行っており、評価の結果は、あんしんすこやかセンターの自己評価が重視される形になっている。また、改善の取組みについては、評価結果に対する各あんしんすこやかセンターの問題認識によるところとなっており、評価に基づく改善に向けた、フィードバックが十分できていない。より具体的な改善を図るためには、あんしんすこやかセンターの運営実態を調査し、課題を掘り下げ把握・評価し、改善策につなげる必要がある。

2 令和7年度以降の方向性

(1) 事業計画書と自己評価表を基礎データとして各あんしんすこやかセンターの概要・現状を把握するとともに、介護予防・地域支援課による実地調査にて個別の運営状況や課題を把握する。あんしんすこやかセンターへの実地調査は、2年に分けて行う。

(2) 実地調査により、あんしんすこやかセンター全体に共通している課題を把握し、課題解決に向けた改善方針、対策案（研修等）を整理する。評価の結果として、実地調査の状況と課題、全体の課題、改善方針、改善策等をまとめる。

(3) 改善対策（研修等）を翌年度、実施する。

(4) 以上について、地域包括支援センター運営協議会に報告する。

3 評価の方法

(1) 1～2年度目の評価（令和7年度・8年度）

・事業計画書と自己評価表（項目を減らし、簡易なものとする）の提出を受け、各あんしんすこやかセンターの運営の概要・現状を介護予防・地域支援課で把握する。

- ・あんしんすこやかセンター（各年度14か所ずつ）へ実地調査を実施する。
- ・実地調査は、事前に把握した課題等を中心に、各年度予定したあんしんすこやかセンターに介護予防・地域支援課がヒアリング等を行う。
- ・実地調査で把握した状況に基づき、あんしんすこやかセンターごとの評価・課題等をまとめる。
- ・実地調査の結果を踏まえ、調査状況、個別課題、全体的な（複数のセンターで共通する）課題、改善方針、改善策等をまとめ、運営協議会へ報告する。
- ・複数のセンターで共通の傾向が見られる課題については改善策として研修等を、翌年度のスキルアップ会議等で実施する。

(2) 3～4年度目の評価（令和9・10年度）

- ・(1)の実施方法を継続し、実施する。各あんしんすこやかセンター2回（例：令和7年度と令和9年度）の実地調査を受けることで、1回目の調査時から課題などが改善されているか把握できる。

(3) 5～6年度目の評価（令和11・12年度）

- ・(1)(2)の評価を踏まえ、委託予定期間前半（令和7年度～10年度）について総合評価を行う。また、5・6年度目の評価については次期事業者選定に反映させることを検討する。

※実際に使用していく資料の整理等も含め、詳細については第3回運営協議会に報告する。

あんしんすこやかセンターの評価の実施の枠組み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
運営事業者 (あんすこ)	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所) 実地調査(1回目)を受ける (14か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所) 実地調査(1回目)を受ける (令和7年度に受けていない14か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所) 実地調査(2回目)を受ける (14か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所) 実地調査(2回目)を受ける (令和9年度に受けていない14か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価 (28か所)
区(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 14か所の訪問 当該年度の評価結果のまとめ (次年度の運営方針等への反映) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に訪問していないあんすこを訪問 当該年度の評価結果のまとめ (次年度の運営方針等への反映) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の訪問先へ再度訪問 当該年度の評価結果のまとめ (次年度の運営方針等への反映) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の訪問先へ再度訪問 当該年度の評価結果のまとめ (次年度の運営方針等への反映) 次期選定を視野に入れたこれまでの取組みに対する総合評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の評価結果のまとめ 年度末に次期運営事業者の募集 次期選定を視野に入れたこれまでの取組みに対する総合評価の実施 	次期運営事業者の選定
委員任期	委員任期(2年目)	委員任期(初年度)	委員任期(2年目)	委員任期(初年度)	委員任期(2年目)	委員任期(初年度)
高齢者保健福祉計画・介護保険計画	第9期		第10期			第11期

令和 7 年 2 月 2 8 日
介護予防・地域支援課

上祖師谷・経堂・烏山まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の移転について

1 移転について

上祖師谷・経堂・烏山まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等については、建物の老朽化や、まちづくりセンター・社会福祉協議会との一体化による、施設の狭隘化等が課題となっていた。

老朽化・狭隘化等の課題を解消するため、3施設の移転が決定したため報告する。

2 各施設の概要 ※詳細は別紙1のとおり

(1) 上祖師谷まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の概要

現施設の所在地	移転先の所在地	移転の時期
上祖師谷2丁目7番6号	上祖師谷1丁目16番	令和10年度

(2) 経堂まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の概要

現施設の所在地	移転先の所在地	移転の時期
宮坂1丁目 44 番 29 号	経堂3丁目 37 番 13 号	令和11年度以降

(3) 烏山まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の概要

現施設の所在地	移転先の所在地	移転の時期
南烏山6丁目2番19号	南烏山6丁目4番26号	令和7年2月25日

烏山総合支所
保健福祉政策部
高齢福祉部

上祖師谷まちづくりセンターの移転について

1 主旨

上祖師谷まちづくりセンターは平成3年4月の開設以来、その土地・建物を賃借して運営してきた。この間、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会との一体化により施設が狭隘化しており、あわせてエレベーターが設置できないなどのバリアフリー面でも課題があった。また、かねてより現所在地が上祖師谷地区の南西側に位置しており、地区の中心部への移転を求める声が地区住民から多数挙がっていた。

この度、地区の中心部において、施設環境の改善ができる広さの用地の確保の目途が立ったことから、新たに取得する敷地に移転・整備し、地区拠点として区民の利便性向上に取り組んでいく。

2 施設の概要

(1) 現施設の概要（1～2階まちづくりセンター分）

所在地：上祖師谷2丁目7-6

敷地面積：440.50㎡

延床面積：410.32㎡（内あんしんすこやかセンター約33㎡）

※ほか施設3～4階 職員寮8室（248.90㎡）があり、総面積は659.22㎡

(2) 移転先の概要

住居表示：上祖師谷1丁目16

地番：上祖師谷1丁目447番2、21

地目：畑

敷地面積：約586㎡

※ほか都市計画公園区域（約90㎡）

延床面積：約570㎡

用途地域：第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率100%）

前面道路：南側 幅員11mの区道（建築基準法第42条1項1号）に接道

3 まちづくりセンター整備の基本的な考え方

(1) まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会との一体化により施設が狭隘化しているため、相談や執務スペースなど、必要な面積を確保する。あわせて、施設内にエレベーターを設置するなど、バリアフリー面での課題解消を図る。

(2) 上祖師谷一丁目公園に隣接しており、敷地の一部（約90㎡）が都市公園の未供用区域として公園の拡張整備を行うことから、公園利用者がまちづくりセンターのトイレを利用できる設計にするなど、公園とまちづくりセンターの一体的な整備について検討していく。

4 概算経費

(1) 用地費

約467,000千円（内まちづくりセンター部分 約405,000千円）※

※不動産鑑定料、測量費等は除く

(2) 施設整備費（設計費、建築工事費）

約460,000千円※

※外構整備費等は除く

5 跡利用について

上祖師谷まちづくりセンター移転後の現施設の1・2階部分の跡利用については、全区的な視点から、今後検討していく。なお、3・4階については、現状のまま職員寮として、引き続き活用していく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年度～ 用地取得、整備方針及び基本構想

令和7年度～ 基本設計

令和8年度～ 実施設計

令和9年度～ 建設工事

令和10年度～施設開設予定

配置図



移転予定地周辺拡大図



経堂まちづくりセンター・経堂出張所の移転及び経堂地区会館との複合化について

1 主旨

経堂まちづくりセンター及び出張所は、昭和37年に竣工し、築62年が経過しており、老朽化への対応が急務となっている。

既存施設において、まちづくりセンターと出張所で個別の窓口、事務室等を設置できずに共用しており、区民が滞留する等、狭隘化が著しい状況にある。

当該敷地は、都市計画道路補助52号線上にあり、都市計画道路区域を除いた残敷地内で建替えを行った場合、業務上必要となる延床面積を下回ることが明らかとなっている。

そのため、まちづくりセンター及び出張所を経堂地区内で床面積を確保できる経堂地区会館において、公共施設等総合管理計画及び長寿命化調査の結果を踏まえた検討により、地区会館との複合化による施設整備を行うことにより、経堂まちづくりセンター及び出張所の狭隘化等の解消を図りつつ、地区拠点として区民の利便性向上に取り組んでいく。

2 施設の概要

(1) 現施設の概要

	経堂まちづくりセンター・出張所	経堂地区会館
所在地	宮坂1丁目44番29号	経堂3丁目37番13号
敷地面積	628.92 m ²	約940 m ²
用途地域等	第一種住居地域・第一種低層住居専用地域／容積率：200・100％／建ぺい率：60・50％／準防火地域	第一種低層住居専用地域／容積率：150％／建ぺい率：60％／準防火地域
建物概要	鉄筋コンクリート造2階建て等／延床面積：460.27 m ² (出張所、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、活動フロア)／昭和37年建築(築62年)	鉄筋コンクリート造2階建て／延床面積：511.81 m ² (会議室3部屋、大広間、和室、卓球室、読書室等)／昭和42年建築(築57年)

(2) 新施設の概要

複合施設	
所在地	経堂3丁目 37 番 13 号(現経堂地区会館)
敷地面積	約 940 m ²
建物概要	地上3階建て／延床面積約 1,400 m ² (出張所、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、活動フロア、地区会館)

※第一種低層住居専用地域での建築可能な公共施設の延べ面積を超えることから、建築基準法第48条ただし書許可を得る予定。

3 移転・整備にあたっての基本的な考え方

- (1) 現施設の狭隘化により、まちづくりセンターと出張所で個別の窓口・待合スペース、執務スペース等を設置できずに共用しており、区民が滞留し混雑しているため、移転・整備にあたっては各機能に必要な面積を確保することで、混雑を緩和するとともに、区民の利便性を向上させる。一方で、「行かない」「待たない」「書かない」窓口に向けた各取組みを受けて、窓口など効果的なレイアウトを図る。
- (2) 今後の相談利用者の増加を見据え、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局とまちづくりセンターを同フロアに配置し、相談・支援等に必要な面積を確保するとともに、執務に十分に対応できる環境整備を行い、地区の四者連携を一層推進する。
- (3) 地区会館の防音性・防振性を高めることで、合唱や軽体操など多様な活動に対応可能な施設として整備し、区民利用の促進を図る。また、施設内にエレベーターを設置するなど、バリアフリー面での課題解消を図る。
- (4) 災害時の拠点隊、帰宅困難者支援施設として必要な防災倉庫を整備する。
- (5) 第一種低層住居専用地域にあたるため、施設周辺の住環境や住民へ配慮した施設とする。

4 概算経費

- (1) 概算事業費（設計費、建築工事費、解体工事費）

約 11.1 億円

〈内訳〉設計費：約 1.0 億円

建築工事費：約 9.4 億円

解体工事費：約 0.7 億円

※概算事業費総額が 10 億円以上となる本件施設整備事業は、「公共施設等総合管理計画一部改訂（第 2 期）」に示す官民連携手法の検討対象事業に該当するが、施設の開設時期を踏まえ、従来方式による施設整備を進めていく。

※概算事業費の m²単価には、外構・植栽等及び駐輪場整備費は含んでいない。

※概算事業費の m²単価には、Z E B 化にかかる工事費及び設計費を含んでいる。

(2) 施設維持管理費

約 2,500 万円／年

〈内訳〉 まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター：約 990 万円／年

出張所：約 680 万円／年

地区会館：約 830 万円／年

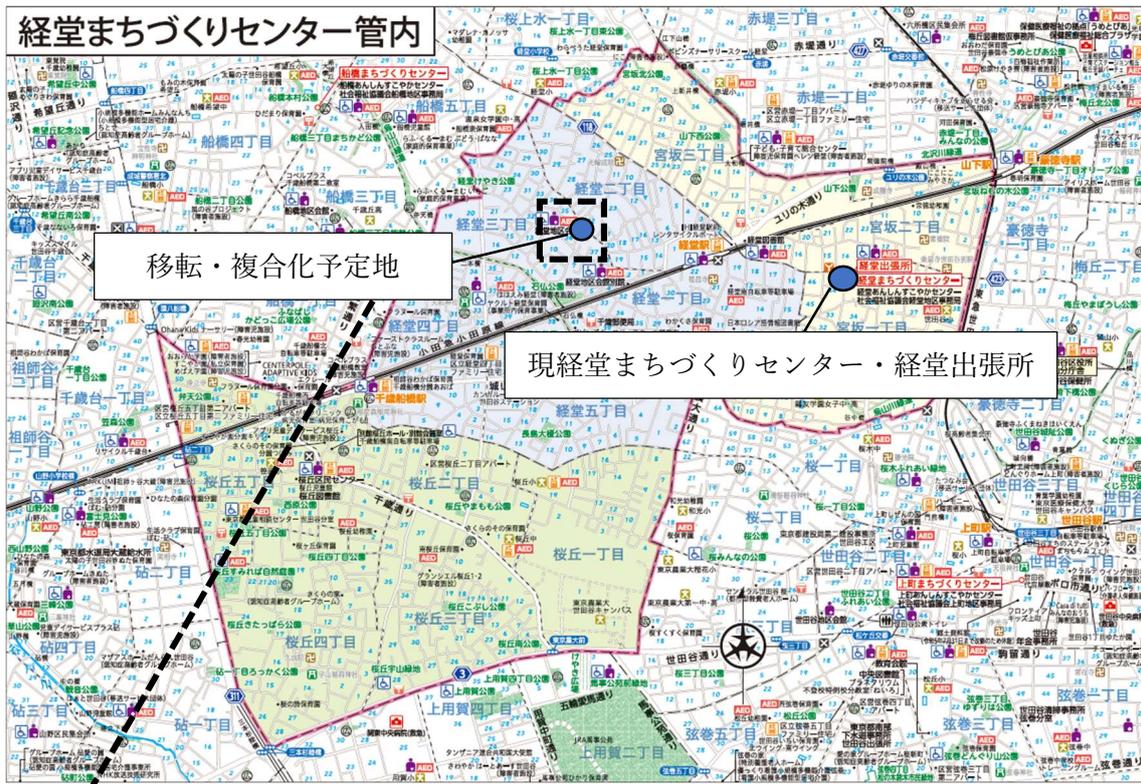
5 現施設の後利用

経堂まちづくりセンター・出張所移転後の現施設の後利用については、築 65 年を経過すること、補助 52 号線の進捗状況を踏まえ、全区的及び地域の視点から、今後検討していく。

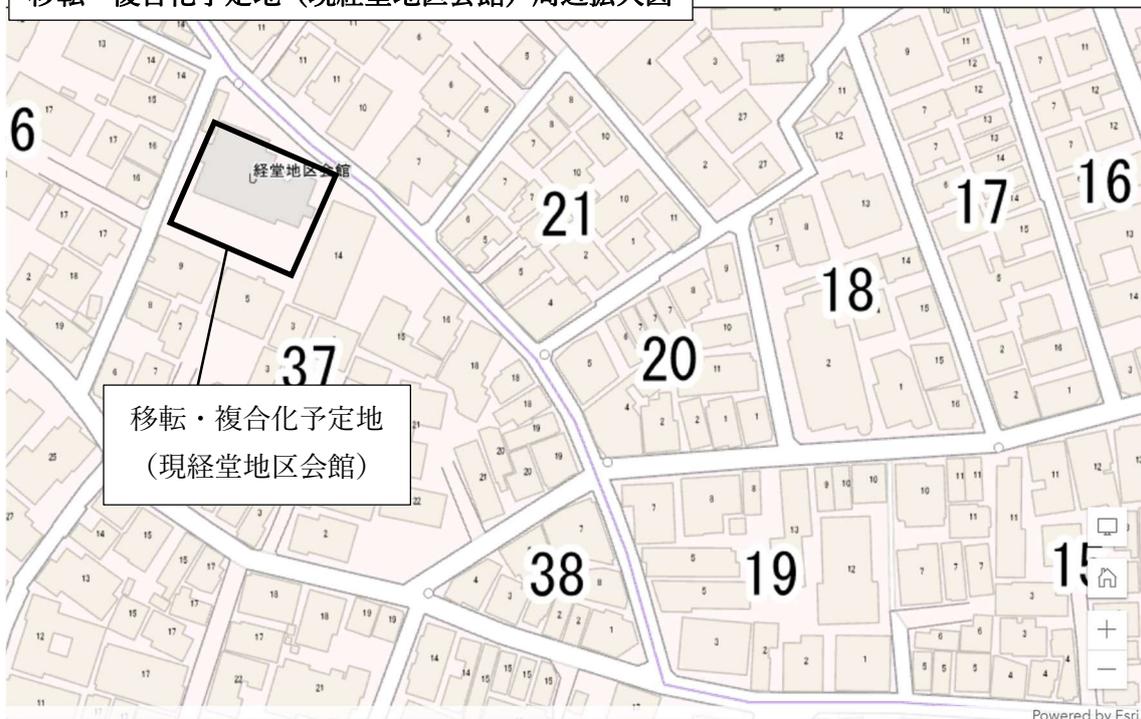
6 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 4 月～	基本構想策定支援事業者選定（プロポーザル）
令和 7～9 年度	基本構想及び基本設計・実施設計
令和 9 年度以降	解体工事・建築工事
令和 11 年度以降	施設開設

配置図

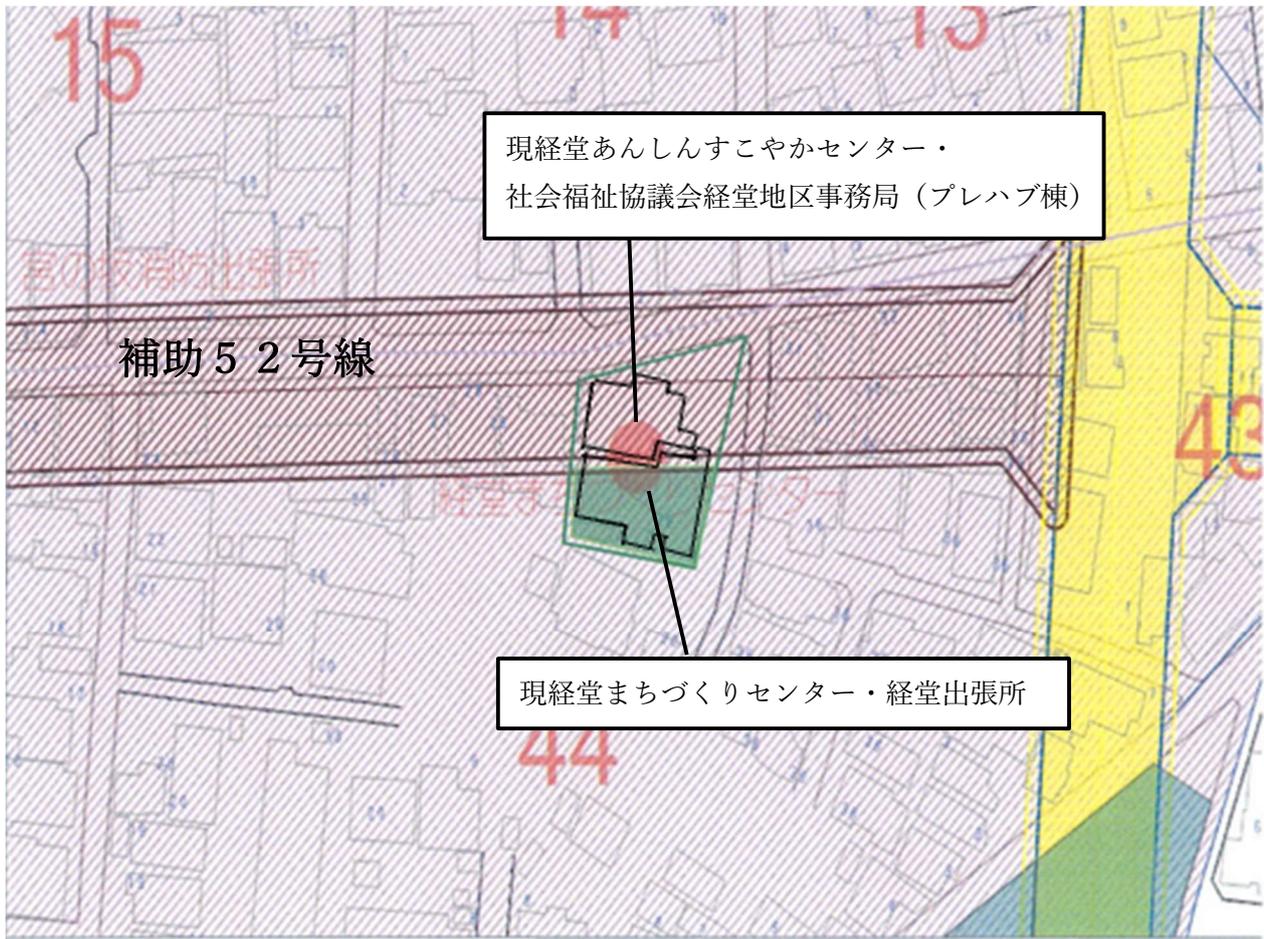


移転・複合化予定地（現経堂地区会館）周辺拡大図



Powered by Esri

都市計画道路補助52号線整備予定



烏山まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター等の移転について

1 主旨

烏山まちづくりセンターでは、まちづくりセンターの執務スペースが狭隘なことから、まちづくりセンターと社会福祉協議会烏山地区事務局が烏山区民センターの1階、あんしんすこやかセンターは2階と異なるフロアにあり、隣接した執務スペースの確保が、かねてからの課題となっている。

また、烏山あんしんすこやかセンターの執務スペースも狭隘であり、職員の事務スペースや区民との相談ブースも不足しており、区内最大規模の地区として、あんしんすこやかセンターの機能を充実するための職員の増員にも対応が困難な状況である。

こうした課題を解決するために、現在のまちづくりセンター至近の民間賃貸借物件に移転し、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局を同じスペースに配置することにより、これまで以上に福祉の相談窓口機能や4者連携を強化し、あわせて相談ブース等の必要なスペースを確保することとする。

2 烏山まちづくりセンター及びあんしんすこやかセンターの狭隘問題

平成28年、7カ所の出張所内のまちづくり機能を分離して新たにまちづくりセンターを設置し、すべての地区にまちづくりセンターが設置された。

烏山まちづくりセンターは、事務スペースなどは出張所時代を継承したままとなっており、出張所事務スペースの中にまちづくりセンター事務室があるほか、専用の窓口カウンター、応接スペースなどはない。また、まちづくり活動等に使用する物品置き場が少ないため、一部は活動コーナーや活動フロア内に置かざるを得ず、各室の本来の使用目的に支障をきたしている。

同時に地域包括ケアの地区展開により、烏山区民センター内にあんしんすこやかセンターを整備したが、区民センター2階にあるまちづくりセンターの活動フロアスペースに整備したため、まちづくりセンターとはフロアが分かれており、福祉の相談窓口機能が十分に発揮できていない。また、現事務スペースは、現在の職員数で手狭になっており、今後の職員の増員には対応することはできない。

3 現施設の概要

(1) 烏山まちづくりセンター（烏山区民センター1階 烏山出張所内）

面積	約141㎡	内訳	事務スペース	約49㎡	（社会福祉協議会地区事務局含む）
			活動コーナー	約5㎡	
			倉庫・物品庫等	約28㎡	（地下1階、屋外ほかの合計）
			活動フロア	約59㎡	（2階、印刷室兼倉庫含む）

(2) 烏山あんしんすこやかセンター（烏山区民センター2階）

面積	約54㎡	内訳	事務スペース	約33㎡	
			待合スペース	約14㎡	
			相談室	約7㎡	（職員用ロッカー含む）

4 移転先の概要

(1) 物件の概要

名称	烏山第2倉林ビル		
所在地	南烏山6丁目4-26		
構造	鉄筋コンクリート造・6階建		
規模	敷地面積	568.22㎡	
	建築面積	421.15㎡	
	延床面積	2,114.41㎡	
竣工年月	令和3年5月		
その他	6階に施設共有の多目的トイレあり		

(2) 賃貸借部分

当該物件の4階の一部及び6階			
4階	402号室	95.24㎡	
	403号室	91.21㎡	
6階	601号室	77.60㎡	

(3) 賃料等（金額はすべて税込み）

賃料	402号室	633,820円/月
	403号室	606,980円/月
	601号室	514,800円/月
	計	1,755,600円/月
管理費		231,000円/月（各室あたり77,000円/月）
看板使用料	2室分	44,000円/月（1室あたり22,000円/月）
敷金	各室あたり賃料の10か月分	
礼金	各室あたり賃料の1か月分	
契約期間	定期借家契約10年	

[6か月分の賃料合計] 10,533,600円

[6か月分の管理費等合計] 1,650,000円

[初期費用(敷金・礼金)合計] 19,311,600円

※参考：年間賃借料等 24,367,200円（管理費、看板使用料含む）

5 各室の用途及び内装改修

402号室	}	まちづくりセンター、社会福祉協議会地区事務局、あんしんすこやかセンターの窓口、個別相談ブース、執務スペース
403号室		
601号室		打合せ・休養スペース、ロッカー、物品庫

402号室と403号室を一体で使用するため、壁を一部撤去するほか、入口の開き戸を車いす利用者などが利用しやすくなるよう引き戸などへの改修、個別相談ブースの設置など、内装の改修整備を行う必要がある。

各室のレイアウトイメージについては、別紙 1参照。

なお、活動フロアや一部の倉庫等については、移転先ではそのスペースが確保できないため、これまで同様、烏山区民センター内に配置しているスペースを使用する。

改修及び移転等の経費（概算）

	17,200,000円
内訳	6,800,000円（改修経費）
	4,900,000円（移転作業等経費）
	5,500,000円（什器類等購入経費）

6 移転後の対応について

(1) 跡利用について

移転した後の烏山区民センター内のスペースの活用については、以下のような方向性で進めていく。

① まちづくりセンター移転後のスペース

烏山出張所への標準化システムに伴う「書かない窓口」の設置に対応するため、事務スペースや窓口スペースを拡充する。また、拡充後の余剰スペースには、烏山総合支所のくみん窓口の待合スペースの確保に向け、支所1階にある区政情報コーナーの移転を検討する。

② あんしんすこやかセンター移転後のスペース

以前はまちづくりセンターの活動フロアであったことから、行政利用、区民利用の両面から活用を検討していく。

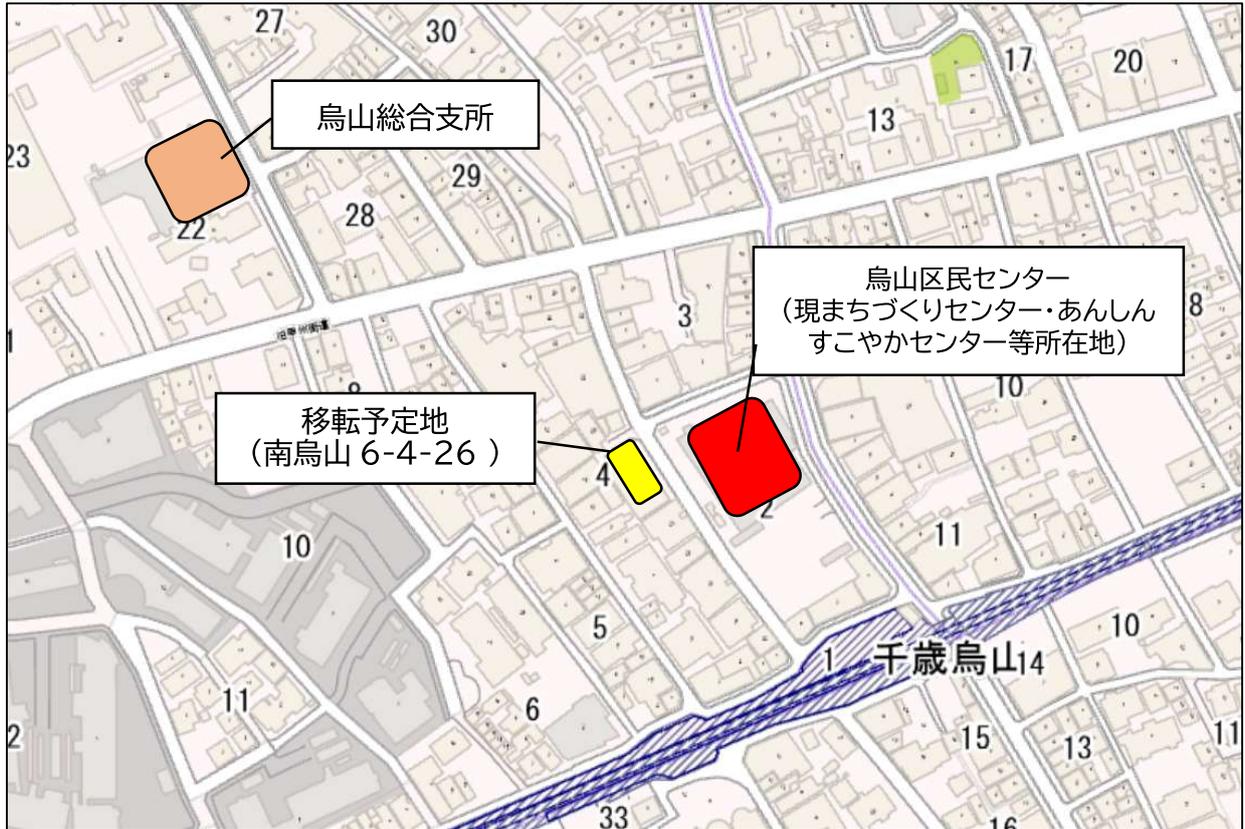
(2) 千歳烏山駅周辺の公共施設について

今後、千歳烏山駅周辺の公共施設の再編等、施設の拡充も図った街づくりを進めていく中で、まちづくりセンターやあんしんすこやかセンターについても再配置を検討していく。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年	9月	区議会第三回定例会	賃料、内装改修費等の補正予算
	10月	賃貸借契約締結	
	11月	区議会第四回定例会	出張所設置条例の改正、内装工事着手
令和7年	1月	工事終了	
	2月	まちづくりセンター等移転	

配置図



令和7年2月28日
 高齢福祉部
 介護予防・地域支援課

介護予防筋力アップ教室等の実施事業者の選定結果について

1. 主旨

平成28年4月より実施している介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防筋力アップ教室等の実施事業者について、令和6年7月3日の福祉保健常任委員会で報告したとおり、公募型プロポーザルを実施し、令和7年度以降の実施事業候補者を選定したので、報告する。

2. 契約期間（予定）

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

契約は単年度ごととし、事業運営が良好であること及び各年度の予算が区議会で可決され、予算が配当されることを条件に更新する。

3. 実施事業候補者

	事業者名	法人所在地	介護予防筋力アップ教室事業	はつらつ介護予防講座	まるごと介護予防講座
1	公益社団法人東京 都柔道整復師会 世田谷支部	世田谷区南烏山 3-23-1 -102	選定 (2会場)		
2	社会福祉法人正吉 福祉会	稲城市平尾 4-16-1	選定	選定	
3	セントラルスポー ツ株式会社	中央区新川 1-21-2 茅場町タワー	選定	選定	選定
4	医療法人社団大坪 会	世田谷区三軒茶屋 1-21-5	選定	選定	
5	有限会社むらもと 治療センター	世田谷区赤堤 4-1-15 赤堤愛和マンション 1F	選定		
6	株式会社ティップ ネス	千代田区四番町 5番地6 日テレ四番町ビル1 号館3階	選定	選定	
7	特定非営利活動法 人語らいの家	世田谷区成城 4-3-23	選定	選定	

	事業者名	法人所在地	介護予防筋力アップ教室事業	はつらつ介護予防講座	まるごと介護予防講座
8	社会福祉法人老後を幸せにする会	世田谷区等々力 5-19-10	選定	選定	
9	公益財団法人世田谷区保健センター	世田谷区松原 6-37-10 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内	選定	選定	
10	株式会社ルネサンス	墨田区両国 2-10-14	選定 (3会場)	選定	選定
11	【新規】株式会社アロー	世田谷区砧 6-36-3 信濃屋第一ビル3F	選定		
12	【新規】株式会社アライブメディケア	渋谷区神宮前 6-19-20	選定		

4. 事業概要

(1) 事業経過

平成18年度から介護予防事業として実施していた介護予防筋力アップ教室等は、平成27年度の介護保険法の改正に基づき、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、現在、11事業者に委託して実施している。

(2) 事業の内容

①介護予防筋力アップ教室

- ・目的：専門職による短期集中的な介入により、身体機能、生活機能及びセルフケア能力を向上させ、要介護状態になるおそれがある高齢者が、介護予防に継続して取組めるよう、定着、習慣化に向けた支援を行う
- ・対象：65歳以上の区民のうち、要支援認定者又は基本チェックリストにより事業対象者に該当した方で、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）のケアマネジメントにより参加が適当と判断された方
- ・内容：介護予防についての講話（※）と「世田谷いきいき体操」を行い、自分の健康を管理する力や生活動作に必要な筋力を向上する教室。1クール12回（約3ヶ月）、各地域で年間3クール実施
- ・会場：実施事業者の確保する会場（15会場）
- ・位置づけ：介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（通所型の短期集中予防サービス）

②はつらつ介護予防講座

- ・目的：高齢者が、介護予防の必要性と現在の自分自身の状態を理解し、セルフマネジメント及び地域での介護予防に取り組めるよう、動機付けを行う。
- ・対象：65歳以上の区民
- ・内容：介護予防についての講話（※）と「世田谷いきいき体操」を行う、1回完結型の体験型講座。各会場で月2回程度実施（年21回程度）

- ・会場：まちづくりセンター等（28会場）
- ・位置づけ：介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

③まるごと介護予防講座

- ・目的：高齢者が、自ら継続して介護予防に取り組めるよう気付きを促し、セルフマネジメント能力の向上を目指す。
- ・対象：65歳以上の区民
- ・内容：介護予防についての講話（※）と「世田谷いきいき体操」を行い、介護予防に必要な知識を習得し、自分の健康を管理する能力を向上する全4回の講座。（年20講座程度）
- ・会場：区民会館、地区会館、まちづくりセンター等（各地域3～5会場を予定）及びオンライン
- ・位置づけ：介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

※介護予防についての講話：運動、栄養、口腔機能、認知症の備え、地域とのつながりなど介護予防全般について

5. 選定経過

令和6年	6月19日	第1回選定委員会（選定基準等の審議）
	7月16日	選定事業者の公募開始
	9月2日	提案書提出期限
	12月6日	第2回選定委員会（書類審査等）
	12月21日	第3回選定委員会（ヒアリング審査、実施事業者候補者の選定）

6. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会を設置し、選定基準を定め、書類審査（公認会計士による財務審査を含む）及び実施会場の実地調査、ヒアリング審査を行い、総合的に評価した。

(2) 選定基準

事業実施体制、運営体制、事業実施に必要な知識、ヒアリング審査、実地調査等

(3) 選定委員会の構成

別表のとおり

7. 選定結果（詳細は、別紙のとおり）

現在委託している10事業者から14会場、新たに3事業者より3会場、計17会場の応募があった。

応募があった13事業者（17会場）について、選定基準に基づき、項目ごとに5段階評価で採点を行い、書類審査及び実地調査、ヒアリング審査の採点結果の総合計得点が満点の60%以上を獲得した事業者の中から、地域別順位などを踏まえ、12事業者（15会場）を実施事業者候補者として、また60%以上獲得したA社を次点と選定した。

8. 総合評価

- ・実施事業者候補者として選定された事業者は、書類審査及びヒアリング審査を通じて、介護予防事業の実績、個人情報保護・管理体制を含む運営体制、送迎の体制などが良好と評価された。また、高齢者の栄養・口腔、運動、社会参加、認知症の備え等の介護予防に必要な要素や世田谷いきいき体操の効果についての理解など、事業実施に必要な知識が概ね高いと評価された。
- ・経営状況（公認会計士による財務審査）において、1事業者に経理処理のミスがあり審査不能となった。（本事業者は、一次選定において非選定。）
- ・提案会場の実地調査では、会場の安全性、利便性等については、概ね良好であった。

9. 今後の予定

令和7年度の委託契約に向け、実施事業者候補者が適切な事業運営ができるよう準備を進める。「介護予防筋力アップ教室」では、送迎について区内全域がカバーできるよう、各事業者と送迎範囲の調整を行い、併せて実施する「はつらつ介護予防講座」及び「まるごと介護予防講座」については、各事業者が提案した実施可能数を踏まえ、委託講座数の調整を行う。

10. 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月 契約締結、事業開始

11. 講座名称の変更

介護予防筋力アップ教室等3事業の名称について、各事業の目的等を名称からも理解しやすくするため、あんしんすこやかセンター職員の意見も踏まえ、以下の通り名称を変更する。

変更前	変更後
介護予防筋力アップ教室	介護予防筋力アップ教室 ～フレイル予防習慣化プログラム～
まるごと介護予防講座	楽しくはじめるフレイル予防講座

※はつらつ介護予防講座は変更なし

(別表)

選定委員会委員名簿 ※◎は委員長 (敬称略)

	職（所属）等	区分
◎植田 拓也	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター 副センター長	学識経験者
小泉 孝夫	一般社団法人世田谷区医師会 副会長	医療関係者
山口 潔	一般社団法人玉川医師会 理事	
川崎 恵美子	世田谷区民（世田谷区民生委員・児童委員協議会副会長）	区民代表
山戸 茂子	世田谷区高齢福祉部長	区職員